

災害復旧 支 援

災害により甚大な損失を被った場合、市税や料金等の減免制度が該当する可能性があります。詳細は各問い合わせ先にご確認ください。

また、該当する可能性のある方はお早めにご相談・申請をお願いいたします。該当しない方でも、分割納付や徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

減免・徴収猶予等

上・下水道料金

一時的に市内全域で断水となったほか、通水再開後も一部の地域で赤水が発生するなど、市民の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、左記のとおり減免させていただきます。

■**対象者** 行方市の上下水道を利用しているすべての世帯（平成23年3月10日までに使用を廃止した方を除く）

■**減免額** 平成23年3月分の利用料金の3分の2

【問い合わせ】

水道課（泉配水場）

☎0299・55・1108

下水道課（玉造庁舎）

☎0299・55・0111



市 税

納期限が到来していない税金を、被災の程度等によって軽減または免除します。

■減免の対象

○市民税

被災した納税者の所有する住宅等が、おおむね半壊以上の損害を被ったとき（ただし、前年の所得が1千万円を超える方は該当しません。）

○固定資産税

被災した納税者の所有する土地、家屋（おおむね半壊以上）、償却資産に損害を被った場合に、その損害の程度により減免。

○国民健康保険税

被災した納税者の所有する住宅等

が、おおむね半壊以上の損害を被ったとき（ただし、前年の所得が6百万円を超える方は、該当しません。）

■手続き等について

詳しいことは、後日お知らせします。

※家屋等に災害を受けた場合には、その修理費用等を、所得税（国税）や市民税から雑損控除等をするこ
とができます。所得税からの雑損
控除等につきましては、潮来税務署
（0299・66・6931）にお問
い合わせください。

■徴収猶予

災害にあつて、一時に税金を納める
ことができないと認められるときには、
納税が猶予される制度（徴収猶予）が
あります。この制度は、申請によって、
原則1年以内の期間に限り、一定の要
件のもと納税が猶予されます。

【問い合わせ】

*市税の減免に関する問い合わせ

税務課（麻生庁舎）

*徴収猶予に関する問い合わせ

収納対策課（麻生庁舎）

☎0299・72・0811

国民年金保険料

■**対象者** 被災に伴い、住宅、家財、その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた方

■**減免額** 申請に基づき、全額免除

■**申請期限** 平成23年7月末日

■**申請方法** 免除申請書に被災状況届

（国民年金保険料免除申請用）を添付していただく必要があります。市役所または年金事務所まで提出してください。（本人が提出できない場合は委任状が必要となります）

※免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市役所または年金事務所へお問い合わせください。

【保険料の口座振替を利用している方へ】

被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、年金事務所までご相談ください。

【問い合わせ】

国保年金課（玉造庁舎）

☎0299・55・0111

水戸南年金事務所

☎029・227・3251

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/index.html>

介護保険料

■対象者 次のいずれかに該当し、保険料の納付が困難な方

①住宅・家財その他財産に著しい損害を受けた場合

第1号被保険者または世帯の生計を主として維持する者の所有する住宅等が、震災、風水害、火災等により10分の3以上の損害（保険金や損害賠償金で補てんされる部分は除く）を被ったとき

②世帯の生計を主として維持する者が死亡、または長期入院し収入（所得）が著しく減少した場合

③世帯の生計を主として維持する者の収入（所得）が事業の休廃止、失業により著しく減少した場合

④世帯の生計を主として維持する者の収入（所得）が農作物の不作、不漁により著しく減少した場合

②③④の場合は、所得見込額が前年所得額と比べ著しく（10分の3以上）減少したとき

■徴収猶予・減免の流れ

第1号被保険者からの申請が要件に該当すると認められる場合は、保険料の徴収が猶予され、さらに保険料を納付できないと見込まれる時は、被害の程度または収入減少割合に応じて保険料が軽減されます。

【問い合わせ】

介護福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299・55・0111



後期高齢者医療保険料

■保険料減免申請の条件

①被保険者またはその属する世帯の世帯主が居住する住宅、家財またはその他財産の損害額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く）が、10分の3以上の場合

②被保険者またはその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の総収入の見込額の合計額が、減免申請日の前年の当該世帯の総収入の合計額の10分の5に減少する場合

③農作物等の損害の程度が、平年における農作物等による収入額の10分の3以上の場合

※いずれの場合も、減免申請日の前年の被保険者またはその属する世帯の世帯主及びその他の世帯員である被保険者の総所得金額の合計額が1千万円以下の場合に限ります。

【問い合わせ】

国保年金課（玉造庁舎）

☎ 0299・55・0111



災害ごみ情報

○災害ごみ（瓦、ブロック、石）の仮置き場

富田（建設資材置き場）

玉造甲（玉造浄化センター隣）

山田（北浦第2グラウンド奥側）

時間 午前9時～午後5時30分

4月中は土日祝日も開設しています。

☎ 総務課 0299-72-0811

○市環境美化センター臨時受け入れ

4月中は土日受け入れを行います。

（美化センターで受け入れできるものに限ります）

時間 午前8時30分～4時30分

☎ 環境美化センター 0299-72-2413

校舎・園舎変更のお知らせ

校舎及び園舎が損壊し、使用できない小学校・幼稚園について、緊急措置として下記のとおり変更となりました。

変更となった 小学校・幼稚園	移転先
小貴小学校 ☎ 0291-35-2059	北浦中学校 〒311-1705 行方市内宿 390
三和小学校 ☎ 0291-35-2064	津澄小学校 〒311-1712 行方市繁昌 212
北浦幼稚園 ☎ 0291-35-2038	

※電話番号は従来のものを使用します。

☎ 学校教育課 0291-35-2111

住宅相談窓口を開設します

対象 東日本大震災で被災した住宅

内容 復旧方法に関する相談

場所

麻生庁舎 4月19日（火）・20日（水）

北浦庁舎 4月21日（木）・22日（金）

玉造庁舎 4月25日（月）・26日（火）

時間 午前9時～午後4時

相談員 茨城県建築士会行方支部

※被災写真・家屋の種類、構造、面積等がわかるものをお持ちください。当日、現地には行きません。

※融資関係の内容は取り扱っておりません。

☎ 都市建設課 0299-55-0111

相談・支援等

『こころのケア』ボランティア

被災者の「こころのケア」のため、臨床心理士がボランティアで、訪問活動を行っております。心配ごとや不安なことがありましたらご連絡ください。市から茨城県臨床心理士会へ連絡し、訪問を行います。

【問い合わせ】 社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

発達障害のある方へ

国では、被災された発達障害のある方への支援のため、訪問活動を行います。訪問が必要な方はご連絡ください。市から国へ派遣依頼を行います。

【問い合わせ】 社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

被災により一時的に住宅を借りた方へ

市が民間賃貸住宅を借上げるなどの方法で提供します。

■対象者（2つの条件を満たすこと）

- ①全壊または半壊（半壊については、半壊と認定を受けた住家で取り壊さざるを得ない住家）となる住宅被害を受けた世帯
- ②自らの資産で住宅を得ることができない方

■使用許可期間

6カ月（状況に応じ最長2年間）

【問い合わせ】 都市建設課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

り災証明書

■交付対象者

- 地震保険・損害保険等の請求において証明書の必要な方
- 学校や勤務先から提出を求められた方
- 通院・入院先の病院や福祉施設から提出を求められた方
- 被災者支援制度に申し込まれる方
- 市税保険料等の減免を受ける方

■受付場所 麻生庁舎1階

（4月中は土日も受付）

*祝日は受け付けません

■受付時間 午前9時～午後5時

■申請書記入事項

- ①住所・氏名・電話番号
- ②り災家屋の種類・構造・面積等
- ③り災程度

■持ち物

印鑑・被災写真・位置図

※り災証明書の対象は建物です。

※家財道具は対象となりません。

※市で確認後、証明書を発行し郵送いたします。

【問い合わせ先】

総務課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811（内線 221・222）

被災者生活再建支援金制度

■対象となる世帯

東日本大震災で全壊または大規模半壊の被害にあわれた世帯

※被害程度については、り災証明書で確認します。

■支給額

以下の2つの支援金の合計額となります。

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

	住宅の被害程度	
	全壊など	大規模半壊
支援額	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

	住宅の再建方法		
	建設・購入	補修	賃貸（公共住宅を除く）
支援額	200万円	100万円	50万円

※被害の規模、ご家族の構成人数によって支給額が異なります

■申請方法

市で発行する『り災証明書』を申請してください。

被害の規模、今後のお住まいをどうされるかによって必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■支援金の申請期間

①基礎支援金 災害のあった日から13カ月

②加算支援金 災害のあった日から37カ月

※平日は玉造庁舎、土日は麻生庁舎で受け付けます。祝日は受け付けません。



【問い合わせ先】 社会福祉課 ☎ 0299-55-0111